

休眠預金活用事業に関する監事監査規程

※外部参照 経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社コエルワ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 この法人は、取締役会を設置しないため、監査役は設置しない。株主総会のガバナンスにて、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第3条 株主総会中にて、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 起案書その他の重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 財産の状況
- (4) 経理規程第33条第1項に規定する計算書類等（以下「計算書類等」という。）
- (5) その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

第3章 雑則

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、取締役会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、取締役会承認の日(2024年4月1日)から施行する。